

第9回 第6次市役所事務機構研究会 議事概要

日 時：2019年7月25日（木） 10：00～12：00

場 所：ルポール麴町「オパール」

出席者：横道清孝 座長（政策研究大学院大学）、出雲明子 委員（東海大学）、伊藤正次 委員（首都大学東京）、稲継裕昭 委員（早稲田大学）、大杉覚 委員（首都大学東京）、鈴木潔 委員（専修大学）、松井望 委員（首都大学東京）、橘田誠 委員（横浜市）、志水秀明 委員（姫路市）、三浦正士 専門委員（長野県立大学）
石川研究室長、白田副室長、加藤主任研究員、峰岸主任研究員、黒石研究員、劔持研究員（日本都市センター）

主な議事 ・ 現地調査の中間報告について（熊本市・一般財団法人日本民間公益活動連携機構）
・ 報告書骨子の検討について
・ その他

1. 現地調査の中間報告について

○行政不服審査会の共同設置について（7月11日 熊本市総務局行政管理部法制課）

- ・ 熊本市では、行政不服審査の客観性・中立性に配慮し、処分庁の事務、審査庁の事務、審理員の事務、行政不服審査会の事務をそれぞれ異なる担当において処理している。
- ・ 2016年に発足した熊本広域行政不服審査会は県内12市町村で共同設置されており、熊本市が連携中枢都市圏の中核として、都市圏市町村の負担軽減に寄与できないかという視点から検討が始まった。
- ・ 共同設置により、裁決の客観性・中立性の担保、委員や事務局へのノウハウ蓄積といったメリットがある一方、事務局業務を担う熊本市以外の自治体では、法務能力向上のきっかけが得られにくいなどのデメリットも考えられる。

○政策形成プロセスと市長のリーダーシップ（7月11日 熊本市政策局総合政策部政策企画課）

- ・ 職員が施策を検討する際に、市長のマニフェストは意識している。
- ・ 今日の庁議は、ディスカッションができる場となっている。言い換えれば、論点が明確になっていなかったり、関係部署との調整が済んでいなければ、合意を得られない場合もある。
- ・ 部制を廃し組織のフラット化を進めたが、責任の所在があいまいになったので、今日では復活している。
- ・ 危機管理部門が災害対策本部の運営を担うのが一般的だが、熊本地震への対応に当たっては、全庁的な会議の運営に長けていた政策企画課がこれを担った。

- ・ 第7次総合計画始動の2週間後に震災が起きた。現在の総合計画では、震災復興計画をそのうちの1ヶ章として位置づけている。

※このほか、大西一史・熊本市長にも直接ヒアリングを行う機会をいただいたことを報告した。

○休眠預金等の活用と市民活動について（7月12日 一般財団法人日本民間公益活動連携機構（略称：JANPIA））

- ・ 毎年700億円程度の休眠預金等（金融機関の口座で10年以上出し入れが確認できないもの）が発生しており、預金等の公共的役割に照らし、預金者等に払い戻す努力を尽くしたうえで、休眠預金等を広く国民一般に還元することが休眠預金等活用法の趣旨である。
- ・ 2019年度から、休眠預金を民間公益活動の促進のために活用できる制度が運用されている。JANPIAは休眠預金等活用法における唯一の指定活用団体であり、資金分配団体（民間公益活動の実施団体に対し助成等を行う団体）を審査・決定する役割を担っている。
- ・ 閣議決定により、「地方公共団体は、休眠預金等に係る資金の活用には直接関与しない」とされ、自治体が直接行う事業および自治体からの補助金等を受けている事業については、同制度に基づく助成を受けられないとされている。一方、自治体が設立に関与した第三セクターなどであっても、当該事業が自治体からの補助金等を受けている場合でなければ助成対象となる余地がある。
- ・ JANPIAでは、①草の根活動支援プログラム、②新規企画支援プログラム、③ソーシャルビジネス形成支援プログラム、④災害支援プログラムといった助成事業をとおして、誰ひとり取り残さない持続可能な社会作りへの「触媒」となることをめざしている。

2. 報告書骨子の検討について

- ・ 座長及び委員にあらかじめ提出いただいた原稿案をもとに、各執筆者から執筆内容をご説明いただき、全体で確認・調整を行った。
- ・ 各委員の報告書執筆にあたっては、昨年度実施したアンケート調査の集計結果（中間報告書として刊行済）と今年度行う現地調査の結果を活用することを確認した。

○その他

- ・ 10月下旬に第10回研究会を行うこととし、今後日程調整を行う。
- ・ 第10回研究会では、現地調査の中間報告および報告書内容に関する検討を行う。

（文責：日本都市センター）